

G20 新潟農業大臣会合に係る
会場展示装飾等企画運営業務
委託業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

2019年5月11日、12日に新潟市で開催されるG20新潟農業大臣会合（以下、「会合」という。）の会場において、会合参加者に対し、食・農・食文化をはじめとした新潟の魅力を発信するための業務を実施する委託業者を選定するためのプロポーザルを実施するもの。

2 委託業務の内容

(1) 名称

G20新潟農業大臣会合に係る会場展示装飾等企画運營業務委託

(2) 業務内容

「G20新潟農業大臣会合に係る会場展示装飾等企画運營業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から2019年6月14日まで

(4) 委託予定上限価格

上限額 6,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

提案者は、以下の要件のすべてを満たすこと。

- (1) 新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、当該本支店等が新潟市入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている（または登載見込みである）こと。
- (2) 朱鷺メッセ(新潟コンベンションセンター【新潟市中央区】)にてイベントの施工実績があること。
- (3) 提案者自らが会場において施工を行える者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 本公募による手続開始から契約締結までの間に、新潟市の指名停止の期間がない者であること。新潟市入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (7) 選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新潟市入札参加資格者名簿に登載されている者を除く）でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新潟市入札参加資格者名簿に登載されている者を除く）でないこと。
- (10) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、または、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業ではないこと。

4 スケジュール

募集開始	: 2018年12月17日(月)
質問書提出期限	: 2018年12月21日(金)
質問回答	: 2018年12月26日(水)
参加表明書提出期限	: 2018年12月28日(金)
提案書提出期限	: 2019年1月18日(金)
選定委員会開催(予定)	: 2019年1月25日(金)
審査結果通知(予定)	: 2019年1月30日(水)
履行期限	: 2019年6月14日(金)

5 質問・回答について

本公募に係る質問・回答については、以下のとおり取り扱う。

- ・ 質問の様式: 様式1『質問書』
- ・ 提出期限: 2018年12月21日(金) 午後5時必着
- ・ 提出方法: 持参または電子メール
- ・ 回答方法: 2018年12月26日(水) までに電子メールにて回答

なお、質問の内容及び回答は新潟市ホームページへの掲載をもって公表する。

6 参加表明書の提出について

本公募に参加する場合は、以下の書類を提出すること。

- ・ 提出書類: 様式2『参加表明書』
- ・ 提出期限: 2018年12月28日(金) 午後3時必着
- ・ 提出方法: 持参または郵送
- ・ その他: 参加表明書を提出後に辞退する場合は、様式3『参加辞退届出書』を2019年1月7日(月) 午後1時まで提出すること。

7 提案書の提出について

本公募に参加する場合は、別紙「提案書提出書類 一式」に記載の書類を提出すること。

- ・ 規格: A3判・片面印刷(縦・横等の書式は自由)(ただし、様式4はA4判とする)
- ・ 記載事項:
 - ① 提案書表紙
 - ② 実施体制
 - ③ 類似業務実績
 - ④ 見積書(要代表者印)

併せて、様式4『提案の概要』を提出すること。

提出期限: 2019年1月18日(金) 午後5時必着

提出部数: 正本1部、副本13部

※企業名等は正本にのみ記載。副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は必着）

留意事項：提案書提出後の追加及び変更は認めない。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とし、新潟市職員、新潟県職員等で構成する。

(2) 選定方法

ア 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

イ 選定委員会は非公開とし、開催日程、会場等の詳細は別途通知する。

ウ 評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者を選定する。また、得点が高点となった場合は、各委員による多数決により決定することとする。なお、得点が最も高い者であっても、その得点が配点合計の 60 パーセントに満たない場合は、最優秀提案者を選定しない場合がある。

(3) 評価基準

評価項目		評価基準・視点等	配点
理解度・企画構想力	コンセプト理解	新潟県・新潟市の特性を踏まえた上で、業務委託の趣旨に沿った提案がなされているか。	5
	企画力	過去の展示例にとらわれず、目新しい視点や自由提案が取り入れられるなど、創意工夫された提案であるか。	10
		農業大臣会合や開催地新潟のイメージが伝わりやすデザインになっているか。	10
		ターゲットに対して的確な提案であるか	10
実施体制等		企画提案内容を確実に実施できるスケジュール、実施体制、実績及び見積が提示されているか。	10
経費		最適な予算配分となっているか。また見積額は、妥当なコストとなっているか。	5
合計			50

(4) 選定結果の通知

選定結果は、各提案者へ文書で通知し、新潟市ホームページへの掲載をもって公表する。なお、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

- ア 最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。
- イ 最優秀提案者の本公募における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
- ウ 契約締結後においても、受託者の本公募における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 契約書

新潟市契約規則の規定するところに準じる。

(4) 再委託

本要領に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により推進協議会の承諾を得た場合にはこの限りでない。

10 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 「3 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者

イ 提案書の提出期限に遅れた者

ウ 本要領の通知以降、選定委員会において選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者

エ 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反する表現をした者

オ 本要領に定める委託料を超える見積金額を提案した者

(2) その他

ア 提案書等に使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は、事務局において複製を作成する場合がある。

エ 本公募にあたり推進協議会から貸与を受けたものは、提案書の提出と併せて推進協議会へ返却すること。(辞退する場合には、参加辞退届出書(様式3)による辞退の届出に併せて貸与品を返却すること。)

オ 選定結果について異議申立ては認めない。

カ 受託者の名称は公表できるものとする。

キ 受託者を除く提案者の情報(社名、提案内容等)は非公表とする。

11 問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8550

新潟県新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会事務局 ホスピタリティ班 横山

(新潟市地域・魅力創造部 2019 年 G20 サミット推進課内)

TEL 025-226-2152 (直通)

FAX 025-224-3850

E-mail: g20summit@city.niigata.lg.jp